

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業は社会の公器であって、単に自由競争を通じて利潤を追求する経済的主体であるだけではなく、広く社会にとって有用な存在でなければならないと認識しています。従い、当社にとってのコーポレートガバナンスとは、「経営の健全性の維持」「経営の透明性の確保」に加え、「経営効率の向上」を正しく達成し、当社企業経営に関わるすべてのステークホルダーを視野に入れ、それらに対する社会的責任を果たしていくことである、と考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則2-5-1 経営陣から独立した内部通報窓口の設置

当社は、内部通報窓口を経営監査室に設置しています。また、情報提供者・通報内容を秘密として保持し、通報者に対する不利益な取り扱いを行わないこととしています。

なお、経営陣から独立した窓口について設置について検討します。

補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価

取締役会は、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、結果の概要の開示を検討します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則1-4 いわゆる政策保有株式

当社は、政策保有株式については、事業活動を営む上で必要である安定的な調達や取引の維持・強化に該当する場合において保有します。取引状況等、中長期的な経済合理性を検証し、売却も含め保有の合理性について取締役会にて適宜見直しを行い、当社グループの中長期的な企業価値向上につながるかと判断できる場合に限り、政策保有株式を保有するものとします。

政策保有株式の議決権行使については、当社グループの中長期的な企業価値向上につながるかを総合的に判断して議案への賛否を決定します。

原則1-7 関連当事者間の取引

当社では、当社と当社取締役及び当社取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・承認を要することとします。また、取締役・監査役及びその近親者との取引について、重要な事実がある場合、取締役会に報告します。

関連当事者間の取引について、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令ならびに金融商品取引所が定める規則に従って、開示します。

原則3-1 情報開示の充実

(i)(会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画)

当社のウェブサイトにおいて、経営戦略及び中期経営計画を開示しています。

(ii)(コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針)

持続的な企業価値の向上を実現するための「TOPCON コーポレートガバナンス・ガイドライン」を当社ウェブサイトにて開示しています。

(iii)(取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続)

当社取締役の報酬については、報酬額の総額を株主総会にて決議を頂いております。

(iv)(取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続)

取締役・監査役候補の指名並びに執行役員及び重要な使用人の選任については、当社の事業分野において必要とされる知識・経験の有無を考慮し、取締役会にて審議・決定しています。なお、監査役候補の指名につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

(v)(取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明)

当社は、個々の役員の略歴や、指名理由を招集通知に記載しています。

補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲

取締役会は、法令・定款に定めのある事項その他経営に関する重要事項の意思決定を行い、その意思決定に基づく業務執行体制として執行役員制度を設け、執行役員に日常の業務執行を委ねています。

原則4-8 独立社外取締役の有効な活用

当社では、複数の独立社外取締役を選任し、独立社外取締役が取締役会において独立かつ客観的な立場から意見を述べることにより、経営の監督体制を確保します。

原則4-9 独立社外取締役及び独立社外監査役の独立性判断基準及び資質

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準を満たす社外取締役及び社外監査役を選任します。

補充原則4-11-1 取締役会の構成

取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、取締役会の意思決定及び監督機能を効果的に発揮できる適切な員数を維持します。

選任については、当社の事業分野において必要とされる知識・経験の有無を考慮し、取締役会にて審議・決定しています。

補充原則4－11－2 社外取締役及び社外監査役の他社兼任状況
社外取締役及び社外監査役が他の会社の役員等を兼任する場合は合理的な範囲に留め、当社における役割と責務を適切に果たすための時間を確保しています。社外取締役及び社外監査役の兼任状況については、株主総会招集ご通知の参考書類、有価証券報告書等で開示しています。

補充原則4－14－2 取締役及び監査役に対するトレーニングの方針
当社は、以下のために従い、取締役及び監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要な、事業活動に関する情報・知識の提供及びトレーニングを実施します。
・取締役または監査役が新たに就任する際は、当社グループの事業に関連する法令やコーポレートガバナンスに関する研修を実施し、取締役及び監査役就任後においても、これらの研修を継続的に実施します。
・上記に加えて、社外取締役及び社外監査役が新たに就任する際は、当社グループの事業・組織等に関する内容を説明し、就任後においても当社グループの事業戦略や対処すべき課題等について、必要な情報を継続的に提供します。

原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針
以下のように株主との対話に関する基本方針を定めています。
(株主等との対話者)
IR担当役員が、当社における株主等との対話全般について統轄し、建設的な対話の実現に努める。株主等との対話は、株主等の希望と面談の主な関心事項も踏まえたうえで、合理的な範囲で、上記の者のほか、社長や上記の者から指名された者が行う。

(対話を補助する社内体制)
株主等との建設的な対話に資するよう、社内のIR、経営企画、財務、総務、法務、営業等の各部門が定期的に協議するなど、有機的に連携する体制を構築する。

(対話の手段の充実にに関する取り組み)
株主総会や個別面談のほか、株主等の中長期的な視点による関心事項等も踏まえ、説明会等の多様な活動を通じて建設的な対話の充実に努める。

(社内へのフィードバック)
IR担当役員は、対話により把握した株主等の意見、関心事や懸念等を取締役会及び経営陣に定期的かつ適時に報告する。また、IR部門より適宜社内にてフィードバックし、情報共有する。

(インサイダー情報の管理)
株主等との対話を行うにあたり、インサイダー情報の管理については、役員及び社員等による重要事実の管理に関する規則を定め、情報管理の徹底に努めている。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	10,322,220	9.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,239,100	6.70
THE BANK OF NEW YORK 133522	6,031,104	5.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	5,239,000	4.85
TAIYO FUND, L.P.	5,203,700	4.81
第一生命保険株式会社	4,350,000	4.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,195,300	2.96
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	2,821,689	2.61
TAIYO HANEI FUND, L.P.	2,713,200	2.51
JP MORGAN CHASE BANK 380055	2,651,800	2.45

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月

業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松本 和幸	他の会社の出身者									△		
須藤 亮	他の会社の出身者								△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 和幸	○	当社は、松本和幸氏が過去において取締役社長を務めていたナブテスコ株式会社と相互就任の関係にありますが、当社とナブテスコ株式会社との間の取引はありません。	松本和幸氏は、企業経営者としての豊富な知識と幅広い見識を有し、当社の社外取締役にふさわしいことに加え、相互就任先であるナブテスコ株式会社との取引はありませんので、取締役として独立した立場で株主のために判断することに差し障りはなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
須藤 亮	○	当社は、須藤亮氏が過去において取締役代表執行役副社長を務めていた株式会社東芝と取引関係にありますが、当社と株式会社東芝との取引額は、当社の売上高の0.1%未満と些少であり、重要な取引はありません。	須藤亮氏は、企業経営者としての豊富な知識と幅広い見識を有し、特に技術分野に優れた知見を有することより、当社の技術開発、体制の進展に寄与すると判断しました。株式会社東芝とは取引額が僅少であり、主要事業分野も異なることより、当社と同氏が特別な利害関係を有するものではなく、一般株主と利益相反が

			生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
--	--	--	-------------------------------

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬諮問委員会	3	0	1	1	0	1	社外取締役

補足説明 更新

当社は、取締役会の諮問機関として報酬諮問委員会を設置し、取締役の報酬等について審議し、取締役会への提言を行います。なお、当該委員会は、複数の独立社外役員を含む3名で構成されています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役(会)と会計監査人とは、事前かつ相互に、監査計画や監査実施方針につき協議し、年度中、その実施状況につき情報交換し、監査報告書作成時には、監査結果について報告する等、密接な連携を図っています。
当社は内部監査部門として「経営監査室」を設けて、内部管理体制の適切性や有効性を検証し、重要な事項があれば取締役会等へ適時に報告する体制を整備しています。
監査役(会)と、内部監査部門である「経営監査室」とは、事前かつ相互に監査計画や監査方針等につき協議し、年度中、定期的に情報交換を行うなどの相互連携を図り、監査役の業務の効率性・実効性を高めることに役立てています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
黒柳 達弥	他の会社の出身者													
竹谷 敬治	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)			
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
黒柳 達弥	○	――	黒柳達弥氏は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、長年にわたる金融業務の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
竹谷 敬治	○	――	竹谷敬治氏は、ソニー株式会社において長きにわたり経営管理及び関係子会社の監査役を務め、財務・会計をはじめとする会社の管理に関する知見を相当程度有しております。一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

下記【取締役報酬関係】における「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりとしています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社取締役の報酬については、報酬額の総額を株主総会にて決議を頂いております。
2015年度(第123期)に係る取締役報酬として総額137百万円(うち社外取締役2名14百万円)を支給しています。
(注)1. 上記事業年度末の取締役の員数は9名となります。上記事業年度に係る取締役報酬の支給人員は11名となります。
(注)2. 上記報酬のほか、使用人兼務取締役に對し給与相当額(賞与含む)72百万円を支給しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

当事業年度末現在の当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、基本報酬と業績連動報酬により構成されています。基本報酬は役位に応じた基準により、業績連動報酬については当該事業年度の一定の指標に基づき算定する基準によります。

なお、社外取締役、監査役(社外監査役を含む)の報酬等は、基本報酬のみとなっています。

これらの基準に基づき、取締役については取締役会における承認、監査役については監査役の協議により決定されています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- 1.当社の社外取締役については、必要に応じ随時意見交換、情報の伝達、会議における事前説明を行うことについて配慮しています。当社の社外監査役については、監査役の社内外を問わず、十分な監査活動を行えるよう、取締役会、執行役員会、その他の社内重要会議への出席、あるいは会議議事録その他資料の閲覧を通じての情報入手、子会社を含む取締役、執行役員、使用人からの業務報告聴取、監査役の職務の補助にあたる使用人の指名、等について配慮しています。
- 2.取締役会では、議案の説明にあたり、非常勤である社外取締役、社外監査役にも、議案の内容につき十分な理解が得られるよう、資料の説明、整備等に配慮を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- 1.当社は、監査役会設置会社であり、監査役4名(うち社外監査役2名)が取締役の意思決定と職務執行を監査しています。取締役会は9名の取締役(うち社外取締役2名)から構成されており、当該取締役会を、毎月1回(その他臨時に)開催し、経営の基本方針や、法令、定款に定めのある事項、その他経営に関する重要事項について、審議し、報告を受けて、監督機能の強化に努めています。当社の社外取締役及び社外監査役は経営陣から独立した中立性を保っています。
- 2.当社は、執行役員に日常の業務執行を委ねるとともに、執行役員会を設置し、社内規程に基づく社長の決裁権限の範囲内で重要な業務執行案件の審議、決定を行うことによって、取締役会における十分かつ実質的な議論を確保し、迅速な意思決定が出来る体制を整備しています。
- 3.「取締役会規程」、「執行役員会規程」、「グループガバナンス規程」、「業務組織規程」等の規程類に定められた適正な手続きに則って、それぞれの業務を執行しています。
- 4.監査役が、年度中、当社内の各業務執行部門から、その業務の状況につき、報告を聴取し、またグループ会社に赴き、その業務の状況を監査出来る体制を確保しています。
- 5.監査役は、上記のほか、何時においても必要に応じ、当社及びグループ会社の、取締役・執行役員・使用人に対し、業務の報告を受けることが出来る体制を確保しています。
- 6.監査役と取締役との定期的な意見交換の場を設け、監査役の意見を経営判断に適正に反映させる機会を確保しています。
- 7.当社は、会計監査人として、新日本有限責任監査法人に法定監査を委嘱しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役を選任し経営に外部の視点を取り入れ、監督機能の充実を図っています。

また、監査役(社外監査役含む)、監査役会および会計監査人を設置しており、これらによる監査により、経営の監視機能が十分に機能する体制であると考えています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前の発送に取り組んでいます。
集中日を回避した株主総会の設定	議決権行使期間の確保や株主総会への出席等を考慮した適切な日を設定するよう努めています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英文を当社ウェブサイトに掲載しています。
その他	招集通知発送日より前倒しで当社ウェブサイト上にて招集通知を掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトのIRサイト上に、IR情報開示の基本方針(基本姿勢)を掲載しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等にて個人投資家向け説明会を継続的に開催しています。2015年度は9回開催しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回決算説明会を開催しています。その他に随時アナリスト、機関投資家向けに個別ミーティングを実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	決算、中期経営計画に関する説明を現地訪問および電話会議等で行っています。(不定期)	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料、有価証券報告書、アニュアルレポート、中期経営計画説明会資料等を当社ホームページ(http://www.topcon.co.jp/invest/)にて掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR室 広報・IR・SR部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	トプコンの企業システム、秩序を保ちながら、その本来有する力を最大限発揮させる仕組みを構築するために「コーポレート・ガバナンス原則(規程)」を制定し、当社におけるコーポレート・ガバナンスについての基本的な考え方を明確にするとともに、その実効性を担保するための機関設計とそれぞれの役割、ステークホルダーとの関係、透明性確保のための情報開示等について定めています。 また、これまで培ってきた経営理念、経営方針、事業行動指針を統合・再編し、トプコングループの役員・社員が共有すべき「価値観・判断軸と行動の大原則」の価値体系として「TOPCON WAY(規程)」を制定し、当社の存在理念および存在条件を明確にするとともに、すべてのステークホルダーを尊重し、信頼関係を形成することを定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境保全に注力し、廃棄物についてゼロエミッション、製品の鉛フリーはんだ化、設計の環境適応化、等々に注力し、1997年にISO14001の認証を取得しています。これらの活動を、毎年「環境報告書」として発行してきましたが、2006年度から、環境のみならず、広く全社的CSR活動として展開すべく、CSR推進委員会を設置して、「CSR報告書」を発行しています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

「トプコングローバル行動基準」の中で、広報に関する行動基準を定め、企業情報を、関係法令を遵守し、客観的で公正な情報開示により、適時かつ適切に開示することを定めています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) トプコングループ共通の価値観である「TOPCON WAY」、およびその具体的な行動指針である「トプコングローバル行動基準」を定め、会社記念日等あらゆる機会に経営トップからグループ全役員・全従業員に対し、その重要性を認識させ、また、日常的教育活動を通じて周知徹底を図る。
- (2) 当社およびグループ会社全体に影響を及ぼす重要事項は、取締役会において決定する。取締役の職務の執行に関する監督機能の維持、強化のため社外取締役を選任する。
- (3) 「内部通報制度」の活用により、問題の早期発見と、適時適切な対応の充実に努める。
- (4) 内部監査部門として社長直属の「経営監査室」を設け、コンプライアンス等の内部管理体制の適正性・有効性を検証し、重要な問題事項があれば、社長・取締役会へ適時に報告する体制を整備する。
- (5) 業務遂行状況の可視化を通じての透明性の確保、重要な会社情報の開示についての適時適正性を担保するための体制づくり、および業務プロセスの改革を図る。
- (6) 職務執行に当たっては、法令遵守を第一として徹底し、特に、独占禁止法関係・輸出管理・インサイダー取引規制・個人情報や秘密情報の保護、環境保護等の側面では、個別に社内規程や管理体制を整備する。
- (7) 「トプコングローバル行動基準」に反社会的勢力との関係の遮断に関する指針を定め、反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶を全社に徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 法令および定款、ならびに「取締役会規程」、「執行役員会規程」、「グループガバナンス規程」、「情報セキュリティ基本規程」、「文書取扱規程」、「書類保存基準（規則）」等の社内規程に基づいて、取締役会および執行役員会の議事録とそれらの資料、ならびに稟議書等の重要書類を適切に保存・管理する。
(当社は、執行役員制度を採用しているため、ここにいう「職務の執行にかかる情報」には、取締役会のみならず、執行役員会に係る情報等が含まれる。)
- (2) 取締役、監査役、会計監査人およびそれらに指名された使用人が、必要に応じ重要書類を閲覧できる体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク・コンプライアンス基本規程」を定め、危機管理責任者を設けて、当社およびグループ会社を生ずるあらゆるリスクに、その内容に応じ、適時適切に対応し得る体制を整備する。
- (2) 通常の職制を通じたルートとは別に、リスクの発見者から、リスク情報を、直接に連絡出来る「内部通報制度」を導入し、これにより、リスク情報の早期発見に資し、発生事態への迅速・適切な対応に役立てるとともに、グループ会社も含む全役員・全従業員のリスク管理への認識向上に努める。なお、「内部通報制度」は、内部監査部門である「経営監査室」が所管する。
- (3) 個人情報の保護については「個人情報保護基本規程」、また秘密情報の取扱については「情報セキュリティ基本規程」を、それぞれ、その下部規程類を含めて整備し、グループ会社を含めて、その周知徹底を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、毎月1回(その他臨時に)開催され、経営の基本方針や、法令、定款に定めのある事項、その他経営に関する重要事項について審議し、報告を受けることにより、監督機能の強化に努める。
- (2) 執行役員に日常の業務執行を委ねるとともに、執行役員会を設置し、社内規程に基づく社長の決裁権限の範囲内で重要な業務執行案件の審議、決定を行うことによって、取締役会における十分かつ実質的な議論を確保し、迅速な意思決定が出来る体制を整備する。
- (3) 「取締役会規程」、「執行役員会規程」、「グループガバナンス規程」、「業務組織規程」等の規程類に定められた適正な手続に則って、それぞれの業務が執行される。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) トプコングループ共通の価値観である「TOPCON WAY」を通じて、各国、各地域のグループの全役員・全従業員が国境や会社の枠を超えて、グループの価値観・判断基準を共有している。また、その具体的な行動指針である「トプコングローバル行動基準」を、当社内への徹底はもとより、グループ会社にも採択させ、法令遵守の認識を確立させる。
- (2) 当社およびグループ会社を対象とした「グループガバナンス規程」を制定し、決裁基準および報告事項を明確に定め、これを徹底するとともに、年度中、幾度もの事業遂行状況報告の場を設けて、トプコングループ内における情報共有化と、グループ会社に対する遵法認識の向上のための指導に努める。
- (3) 当社の内部監査部門である「経営監査室」は、監査役による監査、会計監査人による監査等とも連携して、グループ会社についても監査し、業務の適正の確保に役立てる。
- (4) 財務報告の信頼性および適正性を確保するため、当社およびグループ会社は金融商品取引法の定めに従い、内部統制の環境整備および運用体制の構築を行うとともに、内部統制システムの有効性を継続的に評価し必要な是正を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じ、内部監査部門である「経営監査室」に属する使用人を、随時、監査役の職務の補助に当たらせる。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務の補助に当たる「経営監査室」の使用人による当該業務については、取締役、執行役員の関与外とするとともに、当該使用人の人事異動に関しては、予め監査役会と協議する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役が、意思決定のプロセスの監査を行うために、取締役会、執行役員会、その他の社内重要会議に出席し、あるいは、会議議事録、その他資料を閲覧して情報を収集する体制を整備する。
- (2) 監査役が、年度中、当社内の各業務執行部門から、その業務の状況につき、報告を聴取し、またグループ会社に赴き、その業務の状況を監査出来る体制を確保する。
- (3) 監査役は、上記のほか、何時にても必要に応じ、当社およびグループ会社の、取締役・執行役員・使用人に対し、業務の報告を受けることが出来る。
- (4) 監査役に対しては、経営監査室より内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行い、連携と効率化を図る。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が、取締役会、執行役員会その他の社内重要会議に出席するほか、会社(グループ会社を含む)の業務執行状況を定期的に

監査する機会を確保し、職務補助に当たらせる者を指名するなど、取締役の職務執行に対する監査役監査が十分に行えるよう、取締役会は配慮する。

(2) 監査役と取締役との定期的な意見交換の場を設け、監査役の意見を経営判断に適正に反映させる機会を確保する。

(3) 監査役と会計監査人とは情報・意見交換の場を設置する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たない」と定め、この適法、適切な渉外監理を将来にわたり堅持するために「渉外監理基本規程」を2010年10月に制定しています。同規程は、渉外監理の実施体制のほか、以下の基本方針を明確にしています。

1. 反社会的勢力による事業活動への関与を拒絶し、また、その活動を助長しない。
2. 反社会的勢力と顧客等、一般人との峻別を困るとともに、関係部門と連携し最善の対応を図る。
3. 取引や製品事故等に関連する反社会的勢力の介入案件に対しては、弁護士等の活用を図り合理性、透明性のある解決を目指す。
4. 暴力的言動・威力を背景とした不当な要求に対しては毅然として拒否し、不当・違法な支出を伴う解決は行わない。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

